

市民税・県民税（国民健康保険税）申告書の記入方法

●市民税・県民税（国民健康保険税）申告をしなければならない人

令和7年1月1日現在、壱岐市に住所を置いている人は、原則として申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。

ア. 壱岐市内在住者の扶養親族となっている。（※注）

イ. 税務署やスマートフォン、パソコン又は壱岐市の申告支援会場で所得税の確定申告をする。

ウ. 1カ所からの給与のみで年末調整が済んでいる。

※源泉徴収票が無い人や複数事業者から給与を受け取った人、控除を追加したい人は申告してください。

エ. 前年中の主な収入が公的年金で、公的年金以外の所得金額が合計20万円未満である。

※前年中に収入がなかった人、非課税年金、失業保険等の非課税所得のみだった人は、国民年金・国民健康保険税・医療費限度額適用認定や後期高齢者保険料・介護保険料などの算定資料となりますので、扶養親族であっても必ず申告してください。

また、申告をしないと、所得・課税に関する証明書の交付ができません。

○ 収 入 令和6年1月1日～令和6年12月31日までの必要経費を引く前の金額。

○ 所 得 収入から必要経費を引いた金額

●申告書記入の注意

必ず、住所・氏名・個人番号（※マイナンバー）・生年月日・自治会名・電話番号を記入してください。

※マイナンバー（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号）

1 収入（所得）の種類

● 事 業	・営 業 等 /漁 業 ・農 業	ア・① 販売、製造、修理、大工、左官、石工、外交員などに関わる事業や、漁業、採貝、採草、 海女、水産加工などから生じるもの イ・② 農産物の生産、家畜等の飼育などから生じるもの。とも補償や農業法人等配当金など ウ・③ 地代、家賃、一般の駐車場料など、不動産の貸付によるもの エ・④ 定期性預金の利子などの合計額（源泉分離課税の分は申告不要） オ・⑤ 株式、出資の配当金など カ・⑥ 奉給、給料、賃金、歳費、賞与など。 ※専従者給与を受けた人が申告するときは、給与欄の「内専給」欄に金額を記入し、下段に給与の合計額を記入してください。
● 不 動 产		
● 利 子		
● 配 当		
● 給 与		
● 雜	・公的年金等 ・業 务 ・そ の 他	キ・⑦ 過去の勤務に基づき支給されるもの。老齢基礎年金・農業者年金など ク・⑧ 原稿料、講演料またはネットオークションなどの個人取引によるもの ケ・⑨ 個人年金に係るもの、その他、他の所得に当てはまらないもの シ・⑩ 土地・家屋など分離課税される以外の資産の譲渡など シ・⑪ 生命保険の満期受取金など
● 総 合 講 渡	短期コ 長期サ	
● 一 時		

分離課税等用の申告用紙による申告が必要なもの（税務課市民税班にお問い合わせ下さい）

● 分 離 短 期 講 渡 所 得 所有期間が譲渡した年の1月1日において5年以下の土地、建物の譲渡所得

● 分 離 長 期 講 渡 所 得 所有期間が譲渡した年の1月1日において5年を超える土地、建物の譲渡所得

● そ の 他 の 分 離 課 稅 所 得 株式譲渡、先物取引による所得、山林所得、退職所得など

● 公的年金等雑所得金額の算定表 ⑦

公的年金等に係る雑所得の金額=(A)×(B)−(C)

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

年 齢 区 分	(A) 公的年金等の収入金額の合計額	(B) 割合	(C) 控 除 額
昭和35年1月2日以後に生まれた人 (65歳未満)	～ 1,299,999 円	—	600,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	× 75%	275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	× 85%	685,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	× 95%	1,455,000 円
	10,000,000 円 ～	—	1,955,000 円
昭和35年1月1日以前に生まれた人 (65歳以上)	～ 3,299,999 円	—	1,100,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	× 75%	275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	× 85%	685,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	× 95%	1,455,000 円
	10,000,000 円 ～	—	1,955,000 円

雑所得の求め方：計算例

・昭和35年1月2日以後に生まれた人で、
公的年金等収入合計額が300万円の場合

← (控除はこの段階)

$$300\text{万円} \times 75\% - 275,000\text{円} = 1,975,000\text{円} (\text{所得金額})$$

・昭和35年1月1日以前に生まれた人で、
公的年金等収入合計額が500万円の場合

← (控除はこの段階)

$$500\text{万円} \times 85\% - 685,000\text{円} = 3,565,000\text{円} (\text{所得金額})$$

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合は、さらに10万円が減額となります。

申告書裏面の記入方法

6 納税の内訳

- ・日給などの収入がある場合に記入してください。源泉徴収票が有る人は必要ありません。

7 事業・不動産所得に関する事項

- ・事業(大工・左官・石工等)に従業した人は実際の日数・収入金額を記入してください。
- ・不動産の対価を得た所在地を必ず記入してください。
- ・所得の生じる場所、収入金額、経費などを正確に記入してください。

8 配当所得に関する事項

- ・配当を受けた相手先、支払確定年月を記入してください。

9 雑所得(公的年金以外)に関する事項

- ・種別欄の業務、その他の当てはまる方に☑し、種目欄に業務内容や受け取った相手先を記入してください。

10 総合譲渡所得・一時所得金額に関する事項

- | | | |
|---------------|---------------|------|
| ・総合譲渡所得の特別控除額 | 短期譲渡・長期譲渡合わせて | 50万円 |
| ・一時所得の特別控除額 | | 50万円 |

※差引額が50万円を超えない場合、差引額が特別控除額となります。

11 事業専従者に関する事項

- ・生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、事業に6ヶ月以上従事する人を記入してください。

控除額:以下の内、どちらか少ない方

$$\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{専従者一人について} 50 \text{万円} (\text{その専従者が配偶者である場合には控除額} 86 \text{万円}) \\ \cdot (事業所得) \div (\text{専従者} + 1) \end{array} \right\}$$

12 事業税に関する事項(法人県民税)

- ・事業用資産の譲渡損失については、事業に使用していた機械などを譲渡した場合に生じた損失の金額を書いてください。
その他、記入方法については、長崎県壱岐振興局税務課(47-1111)までお問い合わせください。

13 別居の扶養親族等に関する事項

- ・別居の扶養親族がいる場合、住所、氏名、生年月日及び個人番号を記載してください。

14 寄附金に関する事項

- ・都道府県や市区町村、長崎県共同募金会・日赤長崎県支部等、若しくは県や市が条例で定める法人等に寄附をされた場合、証明書を添付のうえ記入してください。
- ・認定(特例)特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金についての税額控除を受ける場合、別途「寄附金税額控除申請書(二)」を提出する必要がありますので、税務課市民税班までお問合せください。

15 所得金額調整控除に関する事項

- ・給与等の収入金額が850万円を超える場合、以下の(1)~(3)のいずれかの要件を満たす場合、所得金額調整控除を給与所得から差し引きます。

(1)特別障害者に該当する (2)22歳以下の扶養親族を有する

(3)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

(給与収入金額 - 850万円) × 10% (給与収入金額が1,000万円を超える場合、15万円)

- ・給与所得および公的年金等雑所得があり、その合計金額が10万円を超える場合、以下の計算による所得金額調整控除を給与所得から差し引きます。

(給与所得 + 公的年金等雑所得) - 10万円 (給与所得および公的年金等雑所得が10万円を超える場合、10万円が限度額)

その他の事項・備考欄

- ・特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合、その他の事項・備考欄に控除額をそれぞれ記入してください。

漁業所得の申告

- ・年間総水揚げは、令和6年中(1月～12月)分を記入してください。

・漁業の種類(イカ釣り、一本釣り、採貝、採草、海女、加工等)は支払者の「名称」及び「所在地」に記入してください。

・経費には油代、漁具代等、漁業に要した費用を計上してください。

・近代化資金の利息は必要経費欄に記入し、必ず証明書を添付してください。

農業所得の申告

申告に必要なもの

・「収支明細書(農業所得用)」

・収入金額や必要経費を記載した帳簿

・『営農口座の通帳』(R6/1/1～R6/12/31記帳分)と『購買年間取引実績表』

※未記帳部分が「おまとめ」で記載された人は『まとめ記帳明細表』

・必要経費の領收書(営農口座引き落とし分以外)

※経費の内、減価償却費に該当する農業機械等については、購入年月日、価格を証明するものが必要となります。

・肉用牛の売却をされた方は『売却証明書』

※肉用牛の売却にかかる課税の特例を受ける場合、その他の事項・備考欄に分離肉用牛販売額(売却価格100万円以上)、免税所得を記入してください。

控除欄の記入方法

控除の種類		必要書類等												
⑯ 社会保険料控除	・申告者本人や本人と生計を一にする配偶者・親族が負担すべき国民健康保険税や国民年金保険料などの社会保険料のうち、申告者が支払ったもの 控除額 支払った保険料又は掛金の全額	・日本年金機構 国民年金保険料控除額証明書												
※国民年金保険料で納期前納付による報奨金を受けた場合は、その金額を差し引いてください。														
⑰ 小規模企業共済等掛金控除	・申告者本人が支払った小規模企業共済や個人型確定拠出年金(iDeCo)、心身障害者扶養共済等の掛金 控除額 支払った掛金の全額	・掛金額の証明書												
⑱ 生命保険料控除	・平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧制度) ・平成24年1月1日以後に契約締結したもの(新制度)	・支払額証明書の ハガキ等												
<table border="1"> <tr> <td>●旧制度の控除額</td> <td>●新制度の控除額</td> </tr> <tr> <td>一般生命保険料控除 最高3.5万円</td> <td>一般生命保険料控除 最高2.8万円(旧契約のみ適用で最高3.5万円)</td> </tr> <tr> <td>個人年金保険料控除 最高3.5万円</td> <td>個人年金保険料控除 最高2.8万円(旧契約のみ適用で最高3.5万円)</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料控除</td> <td>最高2.8万円</td> </tr> </table>		●旧制度の控除額	●新制度の控除額	一般生命保険料控除 最高3.5万円	一般生命保険料控除 最高2.8万円(旧契約のみ適用で最高3.5万円)	個人年金保険料控除 最高3.5万円	個人年金保険料控除 最高2.8万円(旧契約のみ適用で最高3.5万円)	介護医療保険料控除	最高2.8万円					
●旧制度の控除額	●新制度の控除額													
一般生命保険料控除 最高3.5万円	一般生命保険料控除 最高2.8万円(旧契約のみ適用で最高3.5万円)													
個人年金保険料控除 最高3.5万円	個人年金保険料控除 最高2.8万円(旧契約のみ適用で最高3.5万円)													
介護医療保険料控除	最高2.8万円													
上記を合計し、控除額の上限は合わせて70,000円になります。各控除額の計算は以下のとおりです。														
<table border="1"> <tr> <td>■旧制度の控除額の計算</td> </tr> <tr> <td>年間支払保険料 控除額</td> </tr> <tr> <td>1万5千円以下 支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>1万5千円超 4万円以下 支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>4万円超 7万円以下 支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>7万円超 35,000円</td> </tr> </table>	■旧制度の控除額の計算	年間支払保険料 控除額	1万5千円以下 支払額の全額	1万5千円超 4万円以下 支払額×1/2+7,500円	4万円超 7万円以下 支払額×1/4+17,500円	7万円超 35,000円	<table border="1"> <tr> <td>■新制度の控除額の計算</td> </tr> <tr> <td>年間支払保険料 控除額</td> </tr> <tr> <td>1万2千円以下 支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>1万2千円超 3万2千円以下 支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>3万2千円超 5万6千円以下 支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>5万6千円超 28,000円</td> </tr> </table>	■新制度の控除額の計算	年間支払保険料 控除額	1万2千円以下 支払額の全額	1万2千円超 3万2千円以下 支払額×1/2+6,000円	3万2千円超 5万6千円以下 支払額×1/4+14,000円	5万6千円超 28,000円	・支払額証明書の ハガキ等
■旧制度の控除額の計算														
年間支払保険料 控除額														
1万5千円以下 支払額の全額														
1万5千円超 4万円以下 支払額×1/2+7,500円														
4万円超 7万円以下 支払額×1/4+17,500円														
7万円超 35,000円														
■新制度の控除額の計算														
年間支払保険料 控除額														
1万2千円以下 支払額の全額														
1万2千円超 3万2千円以下 支払額×1/2+6,000円														
3万2千円超 5万6千円以下 支払額×1/4+14,000円														
5万6千円超 28,000円														
⑲ 地震保険料控除	・損害保険契約等に基づいて支払った地震保険料や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る損害保険料													
<table border="1"> <tr> <td>●地震保険料の場合</td> </tr> <tr> <td>年間支払保険料 控除額</td> </tr> <tr> <td>5万円以下 支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>5万円超 25,000円</td> </tr> </table>	●地震保険料の場合	年間支払保険料 控除額	5万円以下 支払額×1/2	5万円超 25,000円	<table border="1"> <tr> <td>●旧長期損害保険料の計算</td> </tr> <tr> <td>年間支払保険料 控除額</td> </tr> <tr> <td>5千円以下 支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5千円超 1万5千円以下 支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>1万5千円超 10,000円</td> </tr> </table>		●旧長期損害保険料の計算	年間支払保険料 控除額	5千円以下 支払額の全額	5千円超 1万5千円以下 支払額×1/2+2,500円	1万5千円超 10,000円			
●地震保険料の場合														
年間支払保険料 控除額														
5万円以下 支払額×1/2														
5万円超 25,000円														
●旧長期損害保険料の計算														
年間支払保険料 控除額														
5千円以下 支払額の全額														
5千円超 1万5千円以下 支払額×1/2+2,500円														
1万5千円超 10,000円														
地震保険料・長期保険料のどちらも支払った場合は、それぞれ上により算出し、その合計が控除されます。 ただし、控除額の上限は合わせて25,000円になります。 ※1つの契約で両方の証明額が記載されていても、控除できるのはどちらか一つのみとなります。														
⑳ 寡婦控除	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親に該当しない人で申告者が次の<u>いずれにも該当する人</u> <ol style="list-style-type: none"> (1)合計所得金額が500万円以下である (2)以下のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ●夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明などの人 ●夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと 													
㉑ ひとり親控除	<ul style="list-style-type: none"> ・申告者が次の<u>いずれにも該当する人</u> <ol style="list-style-type: none"> (1)合計所得金額が500万円以下である (2)総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと 													
㉒ 勤労学生控除	・申告者が学生で、給与所得等の合計所得金額が75万円以下であり、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である人	・学校が交付した証明書												
㉓ 障害者控除	・申告者や控除対象配偶者または扶養親族が障害者である場合、精神・身体に重度の障害がある場合は特別障害者となります。													
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>一般的な障害者</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> </tr> </table>		区分	控除額	一般的な障害者	26万円	特別障害者	30万円	同居特別障害者	53万円					
区分	控除額													
一般的な障害者	26万円													
特別障害者	30万円													
同居特別障害者	53万円													

控除の種類			必要書類等																																							
㉑ 配偶者控除 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月31日の現況において生計を一にし、令和6年中の合計所得が48万円以下の配偶者がいる場合、所得区分により控除ができます。 昭和30年1月1日以前生まれの配偶者は老人控除対象配偶者となります。 																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申告者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>36万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>21万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>			申告者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	36万円	950万円超 1,000万円以下	21万円	13万円																										
申告者の合計所得金額	控除額																																									
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																								
900万円以下	33万円	38万円																																								
900万円超 950万円以下	22万円	36万円																																								
950万円超 1,000万円以下	21万円	13万円																																								
㉒ 配偶者特別控除 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月31日の現況において生計を一にし、令和6年中の合計所得が133万円以下の配偶者で、配偶者控除に該当しない場合のみ、所得の段階により控除ができます。 ただし、申告者のその年の合計所得金額が1千万円以下のときに限られます。 																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申告者の合計所得金額(円)</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900～950万円以下</th> <th>950～1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 ～ 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 ～ 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 ～ 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 ～ 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 ～ 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 ～ 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 ～ 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 ～ 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>			申告者の合計所得金額(円)	控除額			900万円以下	900～950万円以下	950～1000万円以下	48万円超 ～ 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 ～ 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 ～ 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 ～ 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 ～ 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 ～ 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 ～ 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 ～ 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
申告者の合計所得金額(円)	控除額																																									
	900万円以下	900～950万円以下	950～1000万円以下																																							
48万円超 ～ 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																							
100万円超 ～ 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																							
105万円超 ～ 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																							
110万円超 ～ 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																							
115万円超 ～ 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																							
120万円超 ～ 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																							
125万円超 ～ 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																							
130万円超 ～ 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																							
㉓ 扶養控除 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月31日の現況において生計を一にする親族で、令和6年中の合計所得が48万円以下の人在扶養する場合、下記の区分で控除できます。 																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16歳未満扶養親族(年少)</td> <td>0歳～15歳 (R 6.12.31～H21. 1. 2生)</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>一般扶養親族(旧特定)</td> <td>16歳～18歳 (H21. 1. 1～H18. 1. 2生)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>19歳～22歳 (H18. 1. 1～H14. 1. 2生)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>一般扶養親族(成年)</td> <td>23歳～69歳 (H14. 1. 1～S30. 1. 2生)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族 同居老親等以外</td> <td>70歳以上 (S30. 1. 1以前生)</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族 同居老親等</td> <td>70歳以上 (S30. 1. 1以前生)</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		控除額	16歳未満扶養親族(年少)	0歳～15歳 (R 6.12.31～H21. 1. 2生)	0 円	一般扶養親族(旧特定)	16歳～18歳 (H21. 1. 1～H18. 1. 2生)	33万円	特定扶養親族	19歳～22歳 (H18. 1. 1～H14. 1. 2生)	45万円	一般扶養親族(成年)	23歳～69歳 (H14. 1. 1～S30. 1. 2生)	33万円	老人扶養親族 同居老親等以外	70歳以上 (S30. 1. 1以前生)	38万円	老人扶養親族 同居老親等	70歳以上 (S30. 1. 1以前生)	45万円																			
区分		控除額																																								
16歳未満扶養親族(年少)	0歳～15歳 (R 6.12.31～H21. 1. 2生)	0 円																																								
一般扶養親族(旧特定)	16歳～18歳 (H21. 1. 1～H18. 1. 2生)	33万円																																								
特定扶養親族	19歳～22歳 (H18. 1. 1～H14. 1. 2生)	45万円																																								
一般扶養親族(成年)	23歳～69歳 (H14. 1. 1～S30. 1. 2生)	33万円																																								
老人扶養親族 同居老親等以外	70歳以上 (S30. 1. 1以前生)	38万円																																								
老人扶養親族 同居老親等	70歳以上 (S30. 1. 1以前生)	45万円																																								
※16歳未満扶養親族についても、市県民税では均等割額の計算対象になりますので必ず申告してください。																																										
㉔ 基礎控除 <ul style="list-style-type: none"> 全ての申告者に適用される控除 																																										
<table border="1"> <tr> <td>控除額 43万円</td> </tr> </table>			控除額 43万円																																							
控除額 43万円																																										
㉕ 雑損控除 <ul style="list-style-type: none"> 申告者本人又はその人と生計を一にする配偶者・親族の有する住宅や家財道具などの資産について、災害、盗難又は横領によって損害を受けたとき 			<ul style="list-style-type: none"> 罹災(被災)証明(市役所にて交付) 領収書(修理費用など) 																																							
控除額 $\begin{cases} A \text{ 損失額} - \text{保険金などの補填金} - (\text{総所得金額} \times 10\%) \\ B \text{ 差引損失額} (\text{損失額} - \text{保険金などの補填金}) \end{cases}$ のうち災害関連支出の金額 - 5万円 $A \text{ と } B \text{ のどちらか多い方の金額}$																																										
㉖ 医療費控除 <ul style="list-style-type: none"> 申告者本人又はその本人と生計を一にする配偶者・親族のために支払った医療費が、一定額以上ある場合 			<ul style="list-style-type: none"> 領収書 おむつ使用証明書など(2年目以降は主治医意見書等でも可) ・医療費明細書 又は医療費通知書 																																							
控除額 $\begin{cases} \text{支払った医療費} - \text{保険金などの補填金} - (\text{総所得金額} \times 5\%) \\ \text{支払った医療費} - \text{保険金などの補填金} - 10 \text{ 万円} \end{cases}$ どちらか多い方 (限度額は200万円)																																										
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を選択される場合は、申告書の㉗「医療費控除」の区分欄に1を記入してください。																																										
※控除出来るのは医療費かセルフメディケーションのどちらか一つのみです。																																										